様式第1 (第15条関係)

会 議 録

	A 附 野
会議の名称	令和2年度第1回 和泉市住居表示整備審議会
開催日時	令和2年8月3日(月)午後2時00分~
開催場所	和泉市コミュニティセンター1階 大集会室
出席者	和泉市住居表示整備審議会委員 13名 辻市長、都市デザイン部長、 都市デザイン部都市政策室長兼都市政策担当課長、その他事務局3名
会議の議題	和泉市山荘町地区住居表示整備事業について
会議の要旨	■開会■市長挨拶■委嘱状交付■会長・副会長選出■議事・和泉市山荘町地区住居表示整備事業について■閉会
会議録の 作成方法	□全文記録 ■要点記録
記録内容の 確認方法	■会議の議長の確認を得ている □出席した構成員全員の確認を得ている □その他()
その他の必 要事項 (会議の公 開・非公開、 傍聴人数等)	会議公開 傍聴人 0 名

■ 午後2時開会

【事務局】

只今より令和2年度第1回和泉市住居表示整備審議会の開催をお願い申し上げます。

本日は大変お忙しい中、ご出席賜り誠にありがとうございます。

誠に恐縮ではございますが、私は本日、進行役を務めさせていただきます都市政策 室都市政策担当の佐原でございます。

どうぞ、よろしくお願いします。

本審議会は、『和泉市審議会等の設置及び運営に関する規則』及び『和泉市住居表示整備審議会の公開に関する基準』に基づき公開とし、傍聴を認めております。また、会議録についても公表させていただきますので、よろしくお願いいたします。

会議録作成のため IC レコーダにより会議内容を録音させていただきますが、会議録作成後は消去いたしますので、よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から、身体的距離を確保した配席とし、マスクの着用をお願いさせていただいております。また、「3密」を回避するために窓を開けて開催いたしますのでご了承ください。

それでは審議会開会にあたり、辻市長よりご挨拶させていただきます。 辻市長、よろしくお願いいたします。

■ 市長挨拶

【辻市長】

皆様こんにちは。市長の辻でございます。

本日は、令和2年度第1回和泉市住居表示整備審議会にご出席いただきまして、誠 にありがとうございます。

皆様には今回の審議会開催にあたりまして委嘱のお願いを申し上げましたところ快 くご承諾いただき、厚くお礼申し上げます。

また、平素より、本市の市政各般に渡りまして温かく、力強いご支援をいただいて おりますことを、ありがたく思っています。

報道等でご存知のとおり、一時緊急事態宣言発令後は、減少傾向にございました新型コロナウイルス感染者数がこのところ急激に増加しております。3 密を避けるということで若干席が近いなと感じる方もいらっしゃるかもしれませんが、できる限り感染のリスクを減少させるよう配慮しておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

さて、住居表示整備事業でございますが、本事業は、昭和41年から、この本庁舎があります府中町から進めさせていただいておりまして、市民の皆様の日常生活における利便性の向上や、救急及び災害時の対応等に大きく寄与するかたちでの取り組みを進めさせていただいております。

また、平成28年度より本市の PR を兼ねまして、街区表示板に和泉市のイメージキャラクターである「コダイくん・ロマンちゃん」を印刷し、老朽化した街区表示板を取り替えしているところでございまして、住居表

示整備事業においても、本市に愛着や親しみを感じていただきながら、計画的な住居表示の実施に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

さて、本日ご審議をお願い申し上げます案件は、「和泉市山荘町地区住居表示整備事業について」をご審議いただくことになっております。

内容等は後程事務局よりご説明させていただきますので、何卒原案通り答申賜りますようお願い申し上げます。

これから、いよいよ本格的に夏を迎えることになりますし、また台風シーズンにもなりますので、皆様方には、十分ご自愛いただきまして、さらなるご健勝またご活躍されますことを祈念して、審議会開催にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

■ 委嘱状交付

【事務局】

ありがとうございました。

続きまして、この度、委員をお引き受けいただきました皆様に委嘱状を交付させて いただきます。

交付順につきましては、名簿の順番に交付させていただきますので、自席にてお待ちいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは辻市長、よろしくお願いいたします。

委嘱状交付

【事務局】

ありがとうございました。

ここで、市長につきましては、他の公務のため、退席させていただきます。

市長退席

続きまして、委員の皆様をご紹介させていただきます。

誠に勝手ではございますが、名簿の順により、1 号委員より順にご紹介申し上げます。

1号委員としまして、

大阪府和泉警察署総務課長 山本 功 様でございます。

2号委員としまして、

大阪法務局岸和田支局長 中谷 勝彦 様でございます。

3号委員としまして、

日本郵便株式会社和泉郵便局総務部長 川口 博 様でございます。

続きまして、4号委員としまして、地域住民の代表者の方々でございます。

山荘町第一町会会長 十時 正隆 様でございます。

山荘町第一町会住民代表 泉 由美子 様でございます。

山荘町第二町会会長 谷川 和子 様でございます。

山荘町第二町会住民代表 藤原 道有 様でございます。

山荘第三町会会長 髙呂 知樹 様でございます。

山荘第三町会住民代表 上野 八重子 様でございます。

ワンサランド和泉自治会会長 後藤 圭太 様でございます。

ワンサランド和泉自治会住民代表 後藤 美奈子 様でございます。

黒鳥校区会長 浅井 睦夫 様でございます。

芦部校区会長 早乙女 実 様でございます。

以上の方々でございます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

都市デザイン部長 小泉でございます。

都市政策室長兼都市政策担当課長 堀でございます。

以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

■ 審議会概要説明

【事務局】

続きまして、本日は委員委嘱後初めての審議会でありますことから、和泉市住居表示整備審議会の概要につきまして、ご説明させていただきます。お手元の『和泉市住居表示整備審議会規則』をご覧ください。

まず、第1条の「目的」でございますが、この規則は『附属機関に関する条例』に 基づき本審議会を設置するとともに、本審議会の組織及び運営について、必要な事項 を定めるとしております。

次に、第2条の「任務」でございますが、本審議会は住居表示整備事業に関する重要事項について市長の諮問に応じて調査審議し、答申することとなってございます。

次に、第3条は、「組織」について規定しており、この規定に基づき、皆様方13名 を委員に委嘱させていただいております。

次に、第4条では「委員の構成」について規定しており、1号から3号委員としまして各関係機関の代表者、4号委員としまして地域住民の代表者の方々から構成されてございます。

次に、第5条では「任期」について規定しており、1号委員から3号委員の皆様の 任期は令和4年8月2日までの2年間、4号委員の皆様は当該区域に関する調査審議 が終了するときまでの期間でございます。

次に、第6条は「会長及び副会長」の選出及び役割についての規定でございます。 この規定により、会長及び副会長は委員の内から互選することとなっておりますの で、のちほど、選出いただくこととなります。

次に、第7条は、審議会の運営について定めているもので、第2項において、審議

会の開催要件を規定しております。

なお、本日は委員総数13名中13名の委員にご出席を賜っており、過半数となっておりますことから、会議は成立してございます。

以上、誠に簡単ではございますが、住居表示整備審議会の概要説明を終わらせていただきます。

■ 会長・副会長の選出

【事務局】

続きまして、会長・副会長の選出をお願いいたします。

会長・副会長の選出につきましては、規則第6条により委員の互選となっておりますので、選出につきまして、ご意見・ご提案がございましたらお願いいたします。

【早乙女委員】

事務局からご提案ありますか。

【事務局】

早乙女委員のご意見がありましたので、選出につきましては事務局からご提案させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【事務局】

ありがとうございます。事務局の堀でございます。

それでは、事務局から提案させていただきます。

会長及び副会長には、関係機関の代表者及び地域住民の代表者それぞれ1名ずつご 就任いただきたいと考えております。

そこで、会長には大阪法務局岸和田支局長 中谷委員に、副会長には黒鳥校区会長 浅井委員にお願いしてはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【事務局】

ありがとうございます。

それでは、会長を中谷委員に、副会長を浅井委員にお願い申し上げたいと存じますが、ご了解いただけますでしょうか。

(中谷委員 浅井委員 了解)

【事務局】

ありがとうございます。

ご了解をいただきましたので、中谷委員を会長に、浅井委員を副会長に選任することで決定いたします。

それでは、中谷会長、浅井副会長、前の席へお願いいたします。

【中谷会長】

ただ今、委員の皆様からわたくし、中谷を会長に、副会長に浅井委員を選出いただきまして、ありがとうございます。

本日の審議会の運営につきましては、委員皆様方のお力をお借りいたしまして、円滑かつ厳正な審議会の運営に努めさせていただきたいと存じますので、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

【事務局】

ありがとうございました。

では、本日の議案につきまして、市長から審議会へ諮問されておりますことから、 これ以降の議事進行につきましては、中谷会長にお願いしたいと存じます。

中谷会長、よろしくお願いいたします。

■ 議事

【中谷会長】

それでは、これより議事についてご審議をお願いいたします。

お手元の次第に従いまして、議事を進めて参りたいと思います。

「議案第1号 和泉市山荘町地区住居表示整備事業について」上程し、事務局より 説明願います。

【事務局】

事務局の堀でございます。よろしくお願い致します。

それでは、議案第1号『和泉市山荘町地区住居表示整備事業』につきまして、ご説明いたします。

はじめに、当該地区の概要をご説明いたします。

山荘町地区につきまして、地元では古くから「山荘」の愛称で呼ばれていた東阪本町、一条院町、阪本町、尾井町、黒鳥町の一部区域から昭和52年10月11日に新設された町です。

平成21年度には当時の町会長より山荘町の住居表示を希望する声が届けられており、平成22年からワンサランドの町開きをきっかけに人口が増加しております。このたび、土地利用が定着し、市街地形成がなされていることから、山荘町並びに東阪

本町・黒鳥町の一部地区について町の区域及び名称を変更し、住居表示を実施しようとするものでございます。

それでは、議案書 1 ページをお願いします。本日ご審議をお願いするのは、「1. 町の区域及び名称」と「2. 街区割り」について でございます。

まず、「1. 町の区域及び名称」についてご説明いたします。参考資料1ページをお願いします。

なお、説明は前方スクリーンと併せて行いますので、よろしくお願いいたします。

今回、住居表示を実施しようとする区域は、黒い実線で囲まれた区域で、区域面積が約32.1 ha でございます。

その内訳と致しまして、黄色の山荘町が約31.9 ha、オレンジ色の黒鳥町が約0.2 ha、緑色の東阪本町が約0.03 haとなっております。今回の区域設定の考え方としましては、山荘町を基本とし、その周辺の黒鳥町及び東阪本町の一部について、住所のわかりやすさ、住民の利便性を考慮し、実施予定区域に含め、一体的な町の区域とすることで、わかりやすい住居表示の実施を図るものです。実施予定区域内にお住まいの方は、約2,200人、世帯数は約850世帯となっております。

まず、町区域の設定でございますが、議案書2ページを御願いします。

住居表示実施基準では、町の境界は、道路や河川等の恒久的な施設により定めることとされておりまして、その規模は、当該地区の用途地域や人口、家屋密度等を勘案し、定めることとなっております。

本案につきましても、これらを基本としながら、地元町会等との協議・ 調整のうえ、設定させて頂きました。

次に、町の名称でございますが、丁目の配列順序につきましても実施基準に従いまして、JR和泉府中駅に近い町を起点として、放射状に設定することとしております。 山荘町地区におきましては、西側にJR和泉府中駅があるため、

町の名称につきましても西側から順に、一丁目から三丁目までを設定しようとするものです。

この一丁目から三丁目の、町の区域の詳細について、ご説明させていただきます。 前方スクリーンをご覧ください。

まず、緑色に着色しています山荘町一丁目にしようとする区域は、区域の境界といたしましては①~②、②~③は市道府中信太山線、山荘町7号線などの道路、③~④、④~①は、黒鳥町・東阪本町からの編入部分及び現在の山荘町と周辺の町との境界であり、里道、水路、及び地番境界となっております。

面積は、約 15.4 ha、戸数は、約 270 戸でございます。

次に、ピンク色に着色しています山荘町二丁目にしようとする区域は、区域の境界といたしましては①~②は黒鳥町からの編入部分及び現在の山荘町と黒鳥町との境界であり、里道や地番境界となっております。②~③、③~①は、市道伏屋伯太線、府中信太山線、その他の道路が境界となっております。

面積は、約10.0 ha、戸数は、約230戸でございます。

引き続き、水色に着色しています山荘町三丁目にしようとする区域は、区域の境界といたしましては①~②は現在の山荘町と東阪本町の境界であり、里道及び地番境界、②~③、③~①は市道府中信太山線、山の谷伏屋線その他の道路が境界となっております。

面積は、約6.7 ha、戸数は、約280戸でございます。

「1. 町の区域及び名称」についてのご説明は以上でございます。

続きまして、「2. 街区割り」についてご説明いたします。議案書3ページをお願い します。

街区符号の設定につきましては、丁目の設定順序と同じく、実施基準に従いまして、 JR 和泉府中駅に近い街区から、順次千鳥蛇行式に付番することとしております。

街区の設定につきましては、町の区域と同様、その境界は、道路や水路などの恒久的な施設により定めることとされております。また、街区の大きさは、面積が 3,000 ㎡から 5,000 ㎡、戸数が 30 戸程度となってございます。

本案につきましても、これらの基準により設定を致しております。

それでは、各町の街区割りについて説明いたします。

緑色で示しています、山荘町一丁目の街区符号につきましては、和泉府中駅に近く、 市道府中信太山線に面した街区から順に、1番街区、2番街区と千鳥蛇行式に設定し、 19番街区までを予定しております。

山荘町二丁目・三丁目につきましても同様に、和泉府中駅に近いところから順に街区を設定し、山荘町二丁目は1番街区から13番街区を予定しており、ピンク色で示しております部分でございます。

山荘町三丁目は1番街区から11番街区を予定しており、水色で示しております部分でございます。

山荘町地区は、比較的、家屋密度の低い地域であること、街区の境界となる道路が 少ないことにより、全体的に大きな街区設定となっております。

「2. 街区割り」についてのご説明は以上でございます。

最後に、今後のスケジュールにつきまして、ご説明させて頂きます。 参考資料の2ページをご覧ください。

まず8月の上旬にあります、本日の住居表示整備審議会で答申を頂きましたら、「住居表示に関する法律」の規定に基づき手続きを行い、30日間、町区域変更案について公示致します。

その後、12月の市議会に町区域変更の議案を提出し、可決されましたら、令和3年1月中旬に町区域変更の告示及び住居表示実施区域、街区符号、住居番号及び実施期日について、告示を行うとともに、これらの事項を関係人及び関係行政機関等に通知するなど、所要の手続を経まして、2月下旬ごろに住居表示を実施して参りたいと考えております。

なお、実施にあたりましては、住民の皆様に十分に周知させて頂くため、各々の世帯を訪問し、丁寧な説明を行うとともに、ご理解とご協力を頂き、進める所存でございます。

以上で、議案「和泉市山荘町地区住居表示整備事業について」の説明を終わらせて 頂きます。

何とぞ、宜しくご審議の上、原案どおりご答申賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

【中谷会長】

只今、議案の説明が終わりました。

何か、ご意見、ご質問等がありましたら挙手をお願いします。

【早乙女委員】

芦部校区の会長をしております早乙女です。

芦部校区の東阪本町から山荘町に編入される分について、事前に議案書いただいたので会長さんのご意見聞きましたら、了解しましたとご同意をいただいておりますので、そのことだけ述べさせていただきます。

【中谷会長】

ありがとうございます。

他に、ご意見、ご質問等ありますか。

【谷川委員】

参考資料の1ページのクリーム色の地図のところに池がありますね、池があって2 軒家がありますが、ここを避けているということは人が住んでいないのかなと、私の 町会ではないのではっきりしないのですが。どういう風に捉えればいいですか。

【事務局】

今のご質問は「黒鳥町四丁目」という文字の右隣にある池のところだと思うのですが、この2つの四角ですが、池の区域内であり家ではないということです。

【谷川委員】

わかりました。

【中谷会長】

他にご意見、ご質問等がありましたら挙手をお願いします。

(意見・質疑等なし)

【中谷会長】

ご意見等がないようですので、お諮りします。

「議案第1号 和泉市山荘町地区住居表示整備事業について」原案どおり答申することについて、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【中谷会長】

ありがとうございます。異議ないものと認め、原案どおり答申することといたしま す。委員の皆様にはご審議をいただき、誠にありがとうございました。

それでは、これで令和2年度第1回和泉市住居表示整備審議会を終了いたします。 委員の皆様、どうもありがとうございました。

会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

和泉市住居表示整備審議会会長 中谷 勝彦